

鉄軌道駅の段差解消に向けた対応状況について  
(臨時報告書)

[様式]

未整備駅名	新潟
未整備駅の 所在都道府県及び市区町村	都道府県：新潟県 市区町村：新潟市
路線名	信越本、白新、越後、上越新幹線
1日の平均利用者数 (平成20年度末現在)	73,698人
鉄道事業者又は軌道経営者 関係自治体	東日本旅客鉄道株式会社 新潟市

バリアフリー化に関する現状	
在来線(地平駅)4面7線、新幹線(高架下駅)2面4線 1番線から5番線は、EVにより段差解消済 6番・7番線は、段差未解消。車椅子対応エスカレーターを設置。	

バリアフリー法第6条では、施設設置管理者等の責務として、「施設設置管理者その他の高齢者、障害者等が日常生活又は社会生活において利用する施設を設置し、又は管理する者は、移動等円滑化のために必要な措置を講ずるよう努めなければならない」と規定されておりますが、この責務を踏まえ、鉄道事業者(軌道経営者)におかれましては、以下の質問にご回答下さい。(必須)

質問1 未整備駅について、平成22年(注)までにエレベーター又はスロープによる「段差の解消」を行うための計画の有無につきましてご回答下さい。(該当するものを で囲んで下さい。)

(1) 有 (2)  無

以下の質問2は、質問1で(1)と答えた鉄道事業者(軌道経営者)におきまして、ご回答下さい。

質問2 エレベーター又はスロープによる「段差の解消」を実現する予定の時期をご回答下さい。

・ 時期：平成 年 月予定

(未定である場合はその理由を詳細にご回答ください。また、留意事項がある場合はご記入下さい。)

以下の質問3から質問4までは、質問1で(2)とご回答した鉄道事業者(軌道経営者)におきまして、ご回答下さい。

質問3 未整備駅について、平成22年(注)までにエレベーター又はスロープによる「段差の解消」を行うための計画をないとした理由及び課題についてご回答下さい。

現在施工中の新潟駅付近連続立体交差事業で段差解消を図ります。

質問4 平成23年(注)以降にバリアフリー化を行う場合、エレベーター又はスロープによる「段差の解消」を実現する時期及び実現までのプロセスをご回答下さい。

・ 時期：平成27年度予定

・ 実現までのプロセス(スケジュール表等の添付も可)

駅のバリアフリー化については、今後の高架化に併せて整備予定。

(未定である場合はその理由を詳細にご回答下さい。)

(調査)

バリアフリー法第5条では、地方公共団体の責務として、「地方公共団体は、国の施策に準じて、移動等円滑化を促進するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない」と規定されておりますが、これら責務を踏まえ、所在都道府県及び市区町村におかれましては、以下の質問にご回答下さい。(任意)

都道府県(未整備駅の所在都道府県の記載事項)

質問 未整備駅について、鉄道事業者(軌道経営者)が実施するエレベーター又はスロープによる「段差の解消」の実現のための措置を講ずる意思の有無につきましてご回答下さい。(該当するものを で囲んで下さい。)

(1)  有 (2) 無

質問 質問 で(1)と答えた都道府県におきまして、未整備駅におけるエレベーター又はスロープによる「段差の解消」を実現するための措置の具体的な内容をご回答下さい。

新潟県では、「新潟県福祉のまちづくり条例(平成8年)」に基づき、公共施設等に対する高齢者や障害者の移動円滑化に努めている。また、高齢者、障害者等の公共交通機関を利用した移動の円滑化を図るため、「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」に基づく基本構想に定められた特定旅客施設に対するエレベーター及びエスカレーターの整備に要する経費に対し、予算の範囲内において補助金を交付している。

質問 質問 で(2)と答えた都道府県におきまして、未整備駅におけるエレベーター又はスロープによる「段差の解消」を実現するための措置を講ずる意思がない理由の具体的な内容をご回答下さい。

市区町村(未整備駅の所在市区町村の記載事項)

質問 未整備駅について、基本構想の有無につきましてご回答下さい。(該当するものを で囲んで下さい。)

(1)  有 (2) 無

質問 未整備駅について、鉄道事業者(軌道経営者)が実施するエレベーター又はスロープによる「段差の解消」の実現のための措置を講ずる意思の有無につきましてご回答下さい。(該当するものを で囲んで下さい。)

(1)  有 (2) 無

質問 質問 で(1)と答えた市区町村におきまして、未整備駅におけるエレベーター又はスロープによる「段差の解消」を実現するための措置の具体的な内容をご回答下さい。

新潟市においては、交通バリアフリー法の施行に基づき、新潟市バリアフリー基本構想(平成15年)を策定し、当該駅についても国、県、市の協調補助により、平成15年度に新幹線ホームにエレベーターを設置するとともに、平成16年度には市単独補助により、在来線ホームにエレベーターを1基設置するなどバリアフリー化に取り組んできました。当該駅周辺については、平成18年度から新潟駅連続立体交差事業を進めており、在来線高架に併せ、バリアフリー化を実施することとしております。

質問 質問 で(2)と答えた市区町村におきまして、未整備駅におけるエレベーター又はスロープによる「段差の解消」を実現するための措置を講ずる意思がない理由を具体的にご回答下さい。

担当部署等名	東日本旅客鉄道株式会社 新潟支社
鉄道事業者又は軌道経営者	新潟県 交通政策局 交通政策課
都道府県	新潟市 都市政策部 都市交通政策課
市区町村	

(注)様式中、「平成22年、平成23年」となっているが、鉄軌道事業者の事業計画期間を勘案し、「年度」と読み替える。